

鳥取県立美術館 「友の会」について

- 1 会員期間は、毎年4月1日から翌3月31日までとします。(開館初年度のみ開始日3月30日)
- 2 会員特典利用の際は会員証をご提示ください。
- 3 会員証は会員本人のみが利用できるものとし、譲渡や貸与は禁止とします。
- 4 会員期間中随時書面の提出をもって友の会を退会することができます。
ただし、年会費の払い戻しはいたしません。
- 5 以下の場合、会員は年会費の払い戻しなく会員資格を喪失するものとします。
 - (1)入会時に提供した情報が虚偽であったとき
 - (2)公序良俗に反する行為または法令に違反する行為を行ったとき
 - (3)他の会員または来館者、当館スタッフを誹謗・中傷するなど、他人に不利益を与える行為や迷惑行為を行ったとき
 - (4)会員証の譲渡や貸与が判明したとき
 - (5)会員自らが暴力団・暴力団員その他これに準ずるものや反社会的勢力に該当したとき
 - (6)その他、会員として不適切であると当館が認めたとき